

深日洲本ライナー運航開始!!



J:COMチャンネル「岬暮らし」で
やのぱんさんに乗船してもらいました!



さんぼるたでチケット購入



いるか発見!!



自転車もそのまま積込可能



J:COMチャンネル
「岬暮らし」はこちら



令和8年度 岬町 当初予算

■ 総 額 / 142億7,817万円

■ 一般会計 / 86億 500万円

町全体の予算総額は142億7,817万円で、対前年度0.8%の減額です。また、町行政の根幹をなす基本的会計である一般会計は86億500万円で、対前年度1.8%の減額となりました。

問合せ 財政改革課 ☎492-2780

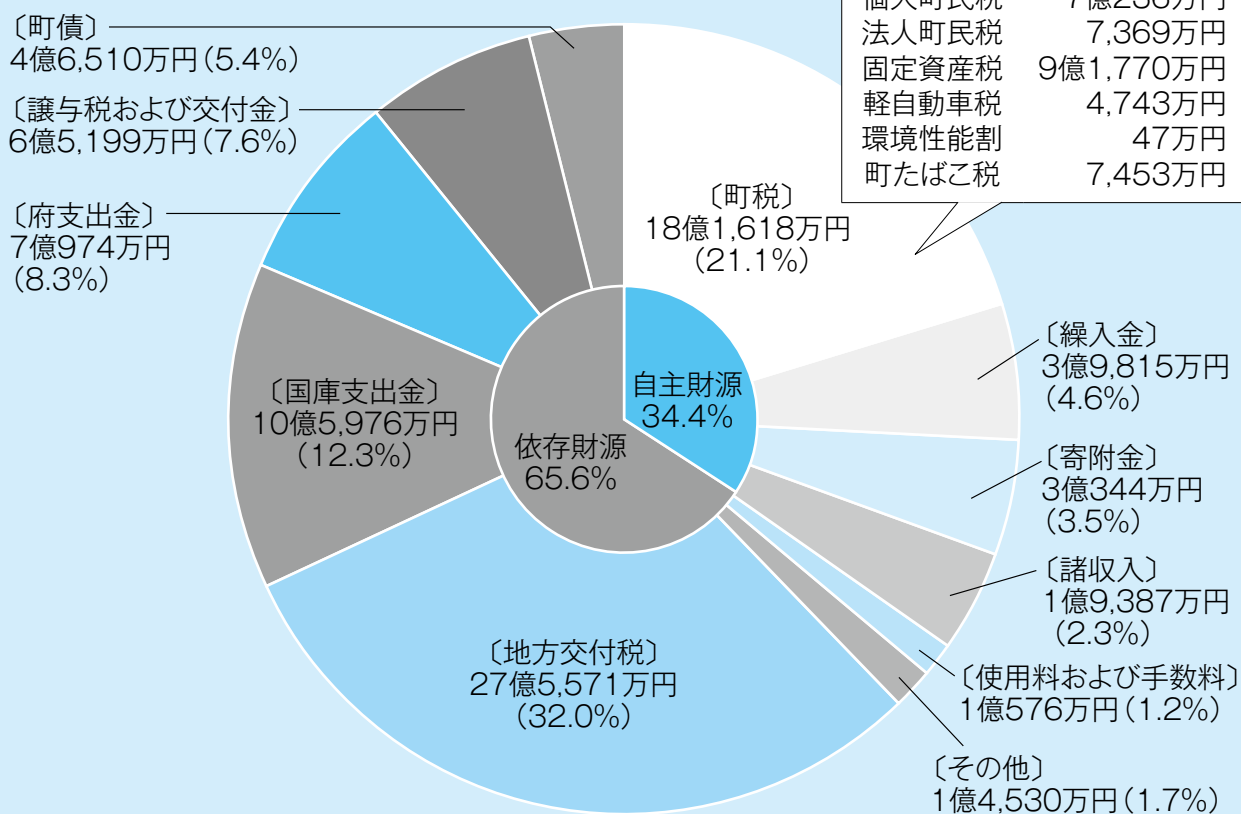
歳入の概要

歳入予算については、増加要因として、町税が個人町民税の増加等により全体で増加しています。また、譲与税・交付金、地方交付税については、令和8年度地方財政対策を踏まえ、いずれも増加となっています。

減少要因としては、国庫支出金が令和7年度で多奈川地区多目的公園災害復旧事業が完了したこと等により全体として減少し、諸収入についても令和7年度で住民情報システムの標準システムへの移行が完了したこと等により全体として減少しました。また、寄附金、繰入金は、いずれも岬ゆめ・みらい寄附金の減少の影響等により全体として減少となっています。

この結果、歳入全体として前年度より1億5,500万円減少しています。

歳入合計 86億500万円



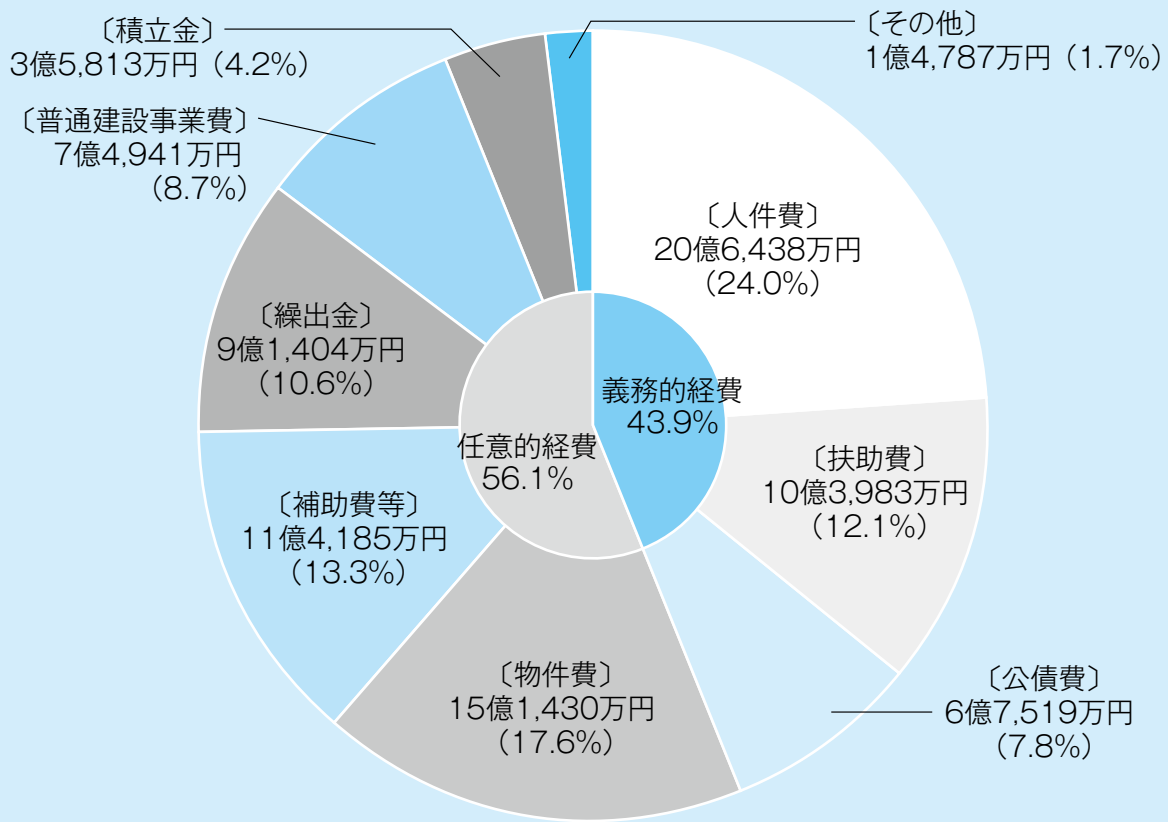
歳出の概要

歳出予算については、増加要因として、人件費が令和7年度の人事院勧告による給与のベースアップや地域手当の引き上げ等の影響により増加となりました。また、普通建設事業費が町営住宅長寿命化事業の増加等により全体として増加しています。

減少要因としては、物件費が令和7年度で住民情報システムの標準システムへの移行が完了したこと等により全体として減少したことが挙げられます。また、災害復旧事業については、令和7年度で多奈川地区多目的公園災害復旧事業が完了したことで皆減となりました。

この結果、歳出全体として前年度より1億5,500万円減少しています。

歳出合計 86億500万円(性質別)



歳出 (目的別)

	民生費	総務費	土木費	衛生費
	高齢者や障がいのある方、児童福祉などのための経費	戸籍関係業務、税金徴収、選挙事務などのための経費	道路や河川、公園などの建設・管理などのための経費	町民の健康を守ること、ごみ処理などのための経費
	30億2,795万円 (35.2%)	13億5,504万円 (15.8%)	10億7,853万円 (12.5%)	8億6,242万円 (10.0%)
公債費	教育費	消防費	商工費	その他
各施設建設時などに借り入れた町債の返済に係る経費	学校教育やスポーツおよび芸術文化振興、生涯学習などのための経費	消防や防災などのための経費	商工業や観光の振興などのための経費	議会運営、農林水産振興、各基金への積立、災害復旧などのための経費
6億7,519万円 (7.9%)	5億6,311万円 (6.5%)	3億9,329万円 (4.6%)	1億1,350万円 (1.3%)	5億3,597万円 (6.2%)

※各々の表について、構成比は四捨五入のため合計に合わない場合がある。

■各会計の予算額

単位:万円、%

会計区分		令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	増減額	増減率
一般会計		860,500	876,000	△ 15,500	△ 1.8
特別 会計	国民健康保険特別会計	222,215	226,497	△ 4,282	△ 1.9
	後期高齢者医療特別会計	44,566	39,432	5,134	13.0
	介護保険特別会計	208,481	204,165	4,316	2.1
	淡輪財産区特別会計	553	703	△ 150	△ 21.3
	深日財産区特別会計	6,245	5,930	315	5.3
	多奈川財産区特別会計	3,177	4,619	△ 1,442	△ 31.2
	小 計	485,237	481,346	3,891	0.8
企業会計	下水道事業会計	82,080	81,985	95	0.1
合 計		1,427,817	1,439,331	△ 11,514	△ 0.8

■町債(地方債)一覧

単位:万円

事業名	予算額	事業名	予算額
防災行政無線整備事業	5,930	町道整備事業(過疎債)	3,880
公金収納デジタル活用推進事業	850	橋りょう整備事業(過疎債)	2,220
集会所整備事業(過疎債※)	250	河川水路整備事業	740
納税通知書等電子化デジタル活用推進事業	290	コミュニティバス運行事業(過疎債)	3,500
保育所整備事業	850	町営住宅長寿命化事業	17,510
学童保育室整備事業	20	町営住宅解体撤去事業	160
火葬場整備事業(過疎債)	1,070	消防施設整備事業	700
保健センター整備事業	850	災害対策本部移転事業	750
し尿処理施設整備事業(過疎債)	2,310	学校施設整備事業(過疎債)	240
農業水利施設整備事業	290	淡輪公民館整備事業(過疎債)	410
観光施設整備事業(過疎債)	220	給食センター整備事業(過疎債)	790
町道整備事業	2,680	合 計	46,510

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による財政上の優遇措置の一つであり、学校や地場産業の振興施設、観光施設などの公共施設の整備等の財源として地方債を発行できる制度。償還金の7割が地方交付税の基準財政需要額に算入されるため、人口流出や高齢化に伴う財政難に悩む過疎地域の重要な財源といえます。



岬町は今年どんなことをするの？

令和8年度の主要事業紹介

■小学校児童学習机更新事業

1,488万円

町内小学校に通う児童の学習環境の改善を図るため、森林経営管理基金を活用し、現在使用している旧JIS規格の学習机からJIS規格の学習机に更新を行う。



■水道料金助成事業

4,479万円

家計への負担軽減のため水道料金の基本料金(税込911円)の無償化を行う。

(令和8年8月～令和9年1月までの半年間、延べ約46,800件を対象とする)

【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当】



■非常用持出袋配付事業

418万円

防災意識の向上を図るため、全世帯に対し、避難時に必要な物品を持ち出すことのできる非常用持出袋の配付を行う。



■道の駅みさき整備事業

450万円

地域活性化の拠点として観光・交流促進に取り組み、地域特産品の販売、観光情報の発信を行うとともに多くの来場者により混雑している直売所部分の売り場の増築に向けた整備を進める。【過疎対策事業債充当】



■施策体系別主要事業一覧

凡例

新規…令和8年度の新規施策 拡充…令和8年度から一部拡充する施策
 新規(継)…令和7年度補正予算以降新たに開始した施策

単位:万円

施策項目・事業名称		内容	予算額
【まちづくりの目標1】誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち(健康・福祉・子育て)			
新規	基幹相談支援センター設置事業	障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいの種別を問わず、障がい者本人や家族、支援機関からの相談に応じ、障がい者の生活全般の課題解決に向けた相談支援の中核的な役割を担う機関として新たに設置する。	704
新規	市町村子ども家庭センター設置事業	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「市町村子ども家庭センター」を設置し、切れ目のない包括的で継続的な支援を実施する。	42
新規	保育所・学童保育施設・保健センター照明LED化(ESCO事業)	省エネルギー改修において優れたESCO(Energy Service Company)事業者の民間ノウハウを活用し、保育施設等の光熱費の効果的な削減を図るとともに、省エネルギーを推進するための施設照明のLED化を行うことにより、老朽化した照明設備の更新および環境負荷の低減を進める。	1,916
新規	子育て支援センター移転事業	旧緑ヶ丘保育所に所在する子育て支援センターを令和8年3月をもって閉園する教円幼稚園施設へ移転することで施設の有効活用を図る。	319
新規	子ども誰でも通園事業	令和8年4月から、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児を対象に、月10時間までの範囲内で就労要件等を問わず、保育所等が利用できる「子ども誰でも通園制度」を実施する。	386
【まちづくりの目標2】あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち(教育・文化)			
新規	教育支援センター設置事業	学校に通うことが困難な不登校児童生徒に対し、学びや居場所を確保するため、令和8年度より町立教育支援センターを設置し児童生徒に寄り添った学校外における多様な学びの場の提供を進める。	314
新規(継)	私立等小中学校在籍児童生徒給食費等支援事業	町立小中学校の給食無償化に合わせて、私立等の小中学校に在籍する児童生徒の家庭の経済的負担の軽減を図るため給食費の支援を行う。	302
	給食無償化事業	家庭の経済的負担が大きい子育て世帯への支援として、令和6年度から町立小学校の給食費の完全無償化を実施し、令和7年度から町立中学校の給食費の完全無償化を実施している。	4,499
【まちづくりの目標3】新たな活力と魅力があふれるまち(産業・観光)			
新規	海釣り公園照明LED化事業	海釣り公園において、光熱費の効果的な削減を図るとともに、省エネルギーを推進するため照明のLED化を行うことにより、照明設備の更新および環境負荷の低減を進める。	360
新規	有害鳥獣対策支援事業	ワナ代等の有害鳥獣捕獲のための必需品価格高騰による負担を軽減するため有害鳥獣対策協議会に対し支援補助金を交付する。 【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当】	50



施策項目・事業名称		内容	予算額
【まちづくりの目標4】豊かな自然の中で安心して暮らせるまち(生活環境・防災)			
新規	野生獣被害防止対策事業	住宅地等に被害を及ぼす野生獣の侵入を抑制し、良好な生活環境の維持に資するため、野生獣の侵入を抑制するための資材購入費に対し、補助金の交付を行う。※1つの敷地に対し1回限りとし、補助対象資材購入費の1/2を交付(補助限度額1万5千円)	30
新規	し尿処理施設改修事業	岬町美化センターし尿処理施設の汚泥脱水機について、モータ1台の更新を行う。【過疎対策事業債充当】	2,342
拡充	災害用物資備蓄事業	令和6年1月に発生した能登半島地震の教訓や高い確率で発生が予想される南海トラフ地震に備え、住民の生命を守るために必要な備蓄を計画的に行う。	697
拡充	飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金	令和7年度より実施している「飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助制度」の補助要件について、事後申請を可能とし、すでに去勢手術が行われていた場合の耳先V字カットを行う場合のみでも補助の対象とするよう補助要件の緩和を行う。また、手術1回当たり一律上限5千円であったが、費用負担の大きい雌猫の手術費に対する補助上限額を8千円に増額することで、地域猫対策の効果を高め、動物福祉と公衆衛生の向上を図るべく活動を支援する。	30
【まちづくりの目標5】安全で快適な住み心地のいいまち(都市基盤)			
新規	デザインカーブミラー設置事業	町内の小中学校付近にひまわりがデザインされたカーブミラーを設置することにより、子どもたちの郷土愛を育むとともに交通安全の啓発を図る。	237
	町道宮下連絡線整備事業	津波時の一時避難場所(高台)である理智院等と避難所である多奈川小学校を結ぶ町道宮下連絡線は、道路幅員が狭く、一部は歩行者しか通行出来ない。災害時の安全性・利便性の向上を図るため、拡幅工事を実施する。令和8年度は用地買収を行う。【過疎対策事業債充当】	5,649
	町道西畑線整備事業	町道西畑線は池谷地区、佐瀬川地区を結ぶ唯一の生活道路であるが、道路幅員が狭く歩道もないため、地域住民等の安全な通行が困難であることから、道路拡幅工事を実施する。令和8年度は用地買収を行う。【過疎対策事業債充当】	2,106
【まちづくりの目標6】すべての人が輝くまちづくりを進めるまち(協働・人権・行政)			
新規	公金収納デジタル対応事業	デジタル技術を活用した行政運営の効率化を進めるため、地方税統一QRコード(eL-QR)を活用した公金収納が可能となるようにシステム改修等を行う。令和8年度は国民健康保険料、保育所保育料、道路占用料等の使用料等を対象とする。	971
新規	自動録音装置設置事業	業務の適正な執行を確保し、職員への不当な圧力を排除するため、役場本庁舎に電話自動録音装置の導入を行う。	208
新規	深日会館トイレ改修事業	深日会館のトイレについて、和式トイレの洋式化、全トイレへのウォシュレット整備、手洗い場の蛇口改修(ハンドル式からレバー式とする)を行うことで、施設の利用促進を図り、地域活動の活性化を目指す。	76
新規	たんのわ海浜会館空調更新事業	たんのわ海浜会館1階の多目的ホールの空調1台を更新を行うことで、夏場の熱中症対策を図り、地域活動の活性化を目指す。【過疎対策事業債充当】	257
拡充	町広報紙「岬だより」のフルカラー発行	町広報紙「岬だより」について、フルカラー発行することにより町民にとってわかりやすく親しみやすい媒体となり視覚的なインパクトが強調され、重要な情報やメッセージが読者の目に留まりやすくなる等、情報発信サービスの向上を図る。	656
	大阪湾つながる海の旅づくり事業(地域未来交付金事業)	深日港と洲本港を航路で結ぶことで、地域資源を活用した広域観光ルートを形成し、大阪湾を横断する広域サイクルツーリズムを推進する。また、インバウンドをはじめとする関西国際空港からの利用者の誘客を図るため、デジタルマーケティング調査を実施する。調査結果に基づき新たな体験型観光商品の開発等を行うことで、地域経済の活性化を図る。	7,928

もくじ

- P2~7 令和8年度岬町当初予算
- P8~9 5月・6月のイベント・催し情報
- P10 あなたの岬暮らし応援します
- P11 地域おこし協力隊 ミサキの先へ
- P12~13 地域の子育て応援します!
- P13 アップル館からお知らせ・図書室だよ
- P14~24 おしらせ
- P24 今月の休館日・休所日
- P25~26 各種相談・まちのできごと

5月・6月のイベント・催し情報

多奈川ビオトープで自然観察会

動植物のすみ環境を守る「ビオトープ」に生育・生息しているいきものを観察し、生物の多様性や自然

の恵みを学びます。

日時 5月16日(土) 11時~12時30分

場所 多奈川地区多目的公園内ビオトープ

持ち物 飲物(自販機や売店はありません)

協力 日本ビオトープ管理士会近畿支部、南海電気

申し込み 次の2次元コードを読み取り、フォームからお申し込みください。

※現地での当日申し込みも可能です。



申し込みフォーム

問合せ 企画地方創生担当

☎ 492-2775、大阪

府みどり推進室みどり企

画課 ☎ 06-6941-

0351

表紙について

深日洲本ライナーが4月25日(土)より運航開始しました!

「岬暮らし」はJ:COMの他、YouTubeでもご覧いただけます。

船内の様子や運航情報など、詳細は岬日より4月号もしくは動画をご確認ください♪



問合せ 企画地方創生担当 ☎492-2775

多奈川小学校 PTA主催廃品回収のお知らせ

令和8年度第1回目の

PTA主催廃品回収を実施する予定です。ご協力いただける方は、各地区の回収方法に沿って出してください。

牛乳パックはトイレット

ペーパーにリサイクルして

います。切り開いて廃品回

取時に出示してください。廃品回収の収益金は子どもたちの為に有意義に活用します。ご協力をどうぞよろしくお願いします。

日時 5月17日(日) 8時~

※小雨決行 予備日 5月24日(日) 8時~

問合せ 多奈川小学校

☎ 495-50200

人の動き

	世帯数	人口	男性	女性
世帯/人	7,342	13,916	6,489	7,427
(前月)世帯/人	7,337	13,966	6,538	7,428
前月比(+/-)	+5	-50	-49	-1

令和8年4月1日現在





岬町歌謡愛好会 第133回

歌謡発表会

日時 5月24日(日) ※開演
13時

場所 多奈川港会館

出演 多奈川長生会会員歌

謡愛好会会員一般公募歓迎

(一曲1000円)

主催 岬町歌謡愛好会

協賛 多奈川長生会

後援 岬町文化協会

問合せ 里中 ☎080-

1405-83369

関西国際空港からのお知らせ

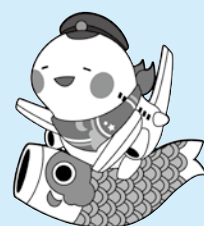
関西国際空港 アジア路線がさらに充実!

6月15日(月)より、マレーシア・クアラルンプールを拠点とするエアアジア・マレーシア(AK)が、関西=高雄=クアラルンプール線を新規就航します!温暖な気候とのんびりとした雰囲気の魅力の高雄では、夜市グルメや台湾文化を満喫でき、多様な文化が融合する国際都市・クアラルンプールでは、豊かな自然と都市が共存する中でショッピ

ングやグルメをお楽しみいただけます。

どちらも魅力がたくさん詰まった人気の観光地で、ご家族やご友人との旅行先にもピッタリです!

ぜひこの機会に関西国際空港からの空の旅をお楽しみください♪



©Kansai Airports
SORAYAN

問合せ 関西国際空港案内 ☎455-2500

岬町公式SNSのご案内

町の情報発信中!!

公式LINE



町民へ向けたさまざまな情報発信をしています。

公式Facebook



イベントや行政関連の情報発信をしています。

公式Instagram



観光PRを中心とした情報発信をしています。

ホームページ



<https://www.town.misaki.osaka.jp>

イベントや防災情報などさまざまな情報を発信しています。ぜひご覧ください。



あなたの岬暮らし応援します！

岬町では、若年層の人口流失に歯止めをかけるため、地方創生事業として若年世代の定住促進に向けた取組みを進めています。※岬暮らし応援事業は、ふるさと納税の寄附金を活用して実施しています。

..... 若年夫婦世帯や子育て世帯などを対象に下記助成事業を実施！

住宅助成制度



新築住宅取得助成

最大15万円

住宅を新築もしくは新築住宅を購入し、本町に居住した場合。

中古住宅取得助成

最大8万円

中古住宅を購入し、本町に居住した場合。

民間賃貸住宅家賃助成

月額1万円
(最長24か月)

本町内の民間賃貸住宅に入居した場合。

農・漁業新規就労者住宅支援

月額最大2万円
(最長12か月)

町外から移住して住宅を借りて農・漁業に従事する場合。

※住宅助成制度は、令和9年3月31日までに取得等された場合に対象となります。

空き家活用助成



空き家再生事業助成

5万円

空き家の除却や改修等をして賃貸する場合。

奨学金返還支援制度

年間最大10万円(最長60か月)

町内在住の奨学金返還者の就労初期における経済的負担を軽減。

結婚支援制度



結婚新生活支援制度

令和8年1月1日以降に結婚された世帯の住居費、引越費用を最大60万円まで助成

※令和8年4月1日以降に支払った費用に限る。

結婚祝金

1組につき5万円

※令和7年6月2日以降に婚姻届を提出された方。※婚姻から3ヶ月以内に本町の住民基本台帳に登録され同居し、6ヶ月経過後、30日以内に申請。

短期移住体験住宅制度

岬町に移住、定住またはワーケーションを希望する者に岬町での生活を体験できる機会を提供する。(最長90日)

国際交流推進制度

1件最大10万円
(最長60か月)

高等学校等が教育の一環として実施する短期留学に参加する、本町に在住する生徒の保護者に対し、支援を行う。

出産・子育て支援制度



出産祝金

ひとり10万円
または20万円
(第3子以降)

不妊・不育治療助成

1件10万円まで

不妊・不育治療を受けられた方に助成。※詳しい要件については、保健センターまでお問い合わせください。

保育の充実



保育所保育料の半額減免を実施

町内全保育所で0歳児保育を実施(生後57日~)

保育所給食費無償化

淡輪保育所では21時まで延長保育を実施

子育て支援の充実



子育て支援センターで一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業を実施。

4月1日~
子ども誰でも通園事業を実施
(月10時間まで)

※各種助成・支援制度には一定の要件があります。詳しくは、ホームページまたはお問い合わせください。

※詳しい要件については、子育て支援課・子育て支援センターまでお問い合わせください。

問合せ 企画地方創生担当 ☎492-2775



vol.20 三ツ木の先へ interview

岬町地域おこし協力隊mossan(もっさん)が岬町で輝く人物や場所に向いてインタビューさせてもらうページです。



**合気道孝子道場 代表
入江 三男(いりえ みつお)さん
優しく強い武道!!
この道50年の達人から学べる合気道教室**

- 入江さん、この合気道教室はいつから始まったのですか?
「平成5年に岬町の孝子小学校が休校になった直後から、この小学校の体育館を利用して開催しております」
- もう30年以上も続いている教室なんですね
「今は週に2回水曜日はお子さんを対象に、土曜日は大人の方を対象に教室を開いています」
- 入江さんが合気道を始めたきっかけはなんだったのですか?
「昔は空手をやっており、ある日合気道の達人の方と対戦をする機会があったのですが私の攻撃が全くといっていいほど当たらなくて…そこから合気道という武術に興味が湧きまして、気がつけば50年やっております」
- この道50年すごいですね!合気道の魅力ってどんなところですか?
「合気道が他の武術と大きく違うのは相手を傷つける武術ではないということです」
- 攻撃しないってことですか?
「打撃技もあることはありますが、合気道のほとんどの技は相手の力を利用して押さえ込む技が多いので力はあまり使いません。ちょっと私の下げた右手を両手で上から押さえようとしてみてください」
- こっちは両手を使ってもいいんですよね?こんなの普通あげようとしても上がらないと思いますけど…
「上から押さえ込む力を利用して、こうして力を抜けば…ほら」
- ええ!?全然抑え込めない!なんで?
「力でなんとかするのではなく蝟のようにしなやかで相手の力を上手く利用して制する、これが合気道なんです」
- めちゃうちゃかっこいい!
「相手の力を制し、自らを守るための武道が合気道なんですよ」
- 合気道って強さと同時に優しさを感じる武道ですね
「合気道には勝敗のつく試合がないので物足りないという方もいるかもしれませんが、他の武道にはない強さがあると思います」
- 合気道を学ぶメリットってどんなことがありますか?
「まずは身体の柔軟性が向上します。そしてこの柔軟性の向上というのは日常生活で怪我の防止に繋がるんですね」
- そうなんですか?

「前にうちの生徒が交通事故にあっってしまったことがあるのですが、車に跳ねられた際に咄嗟に受け身が出て怪我をしなかったということもありました」

—車にはねられて無傷!?すごいですね!!

「合気道を学ぶことで咄嗟の場面に自分の急所を守れる能力が高まりますよ」

—他にはどんなメリットがありますか?

「何よりも礼儀を重んじる武道ですから、うちの生徒の子どもたちも礼儀正しく、相手を思いやれる生徒ばかりです」

—相手を思いやれるっていうのは素晴らしいことですね

「合わせる、気持ち、それが合気道の精神ですから」

—合気道にそんな意味もあったとは。この教室をはじめから嬉しかったことなどありますか?

「生徒が昇段試験に合格した時なんか嬉しいですが、一番嬉しいのは外で教え子に出会った時に気軽に声をかけてもらえた時ですね。長年やっておりますから昔は小さかった生徒が大人になってまだまだ覚えてくれていたりすると感慨深いものがあります」

—それもきっと相手を思いやる合気道が育ててくれた精神ですね
「そうかもしれません」

—ちなみに先生は合気道の段位でいいますと何段になるのですか?

「私は七段になります」

—七段!?すごい!合気道というのは七段が最高段位ですか?

「いえ最高は八段です。ですが七段から八段への昇段は試験とかではなく年数と実績が必要ですので私が八段になると思ったら90歳まで生きなければいけません(笑)」

—そうなんですか!?でも80歳でこれだけ元気でお強い入江さんにはぜひ最高段位の八段を目指していただきたいと思います!

「そうですね、ではがんばってみましょう(笑)」

—本日はインタビューありがとうございました!

「ありがとうございました」



見学・体験大歓迎!!

場所 岬の歴史館(旧孝子小学校)体育館
水曜日(子ども対象) 19時~21時
土曜日(大人対象) 19時~21時
問合せ 合気道孝子道場 ☎492-1304(入江)

問合せ

まちづくり交流館
(多奈川谷川3400-6 多奈川駅徒歩1分)
☎080-4012-5482
(まちづくり交流館直通)
✉misakikouryuukan@gmail.com

インタビューを終えて…

今回インタビューと同時に合気道教室の体験もさせてもらったのですが、短い時間でも十分すぎるほどに合気道のすごさと奥深さを感じることができました。

小学生の子どもたちや、僕よりも年齢が上の先生方でも身のこなしが本当に軽やかなこと!受け身ひとつとっても感動するくらいに華麗で静かなんです。

畳の上で陸に打ち上げられた魚くらいバタバタと音を立てていたのが僕だけで恥ずかしかったです。

僕の所属する吉本興業の先輩にも「右から左へ受け流す」でお馴染みのムーディー勝山さんがいらっしゃるので、機会があれば合気道の精神を教わりたいと思います!



親子で気軽に遊びに来てください。子どもたちは、「見て・触れて・感じて!」いろいろな事を学びます。保護者のみなさんと一緒に悩み・考え・学びながら子育てを楽しみましょう。そして大切な子どもたちを地域で温かく見守り育てていきましょう。



出張ほのぼのクラブ

- 日時** 5月13日(水) 10時30分~11時30分
保育士によるふれあい遊び
5月27日(水) 10時30分~11時30分
わらべ唄遊び、絵本等の紹介(協力:アップル館)と栄養士による栄養相談
6月10日(水) 10時30分~11時30分
保健師による育児相談(身体計測)と保育士によるふれあい遊び
- 場所** 望海坂第1集会所
- 参加費** 1家族につき300円いただきます。(令和9年3月末まで)
- 問合せ** 保健センター ☎492-2424

幼児教室のお知らせ

- 日時** 5月20日(水) 10時30分~11時30分
- 場所** 子育て支援センター
- 対象** 0歳児~就学前児 **内容** ふれあい遊び
- 持ち物** 着替え・お茶・タオル※警報発表時は中止です。
- 問合せ** 深日保育所 ☎492-4955

園庭遊びのお知らせ

- 日時** 5月26日(火) 10時~11時(要予約)
- 場所** 淡輪・深日・多奈川保育所
- 内容** 園庭遊び・子育て相談(身体計測もあります。)
- 持ち物** 着替え・帽子・お茶・タオル
- 駐車場** 各保育所にお問い合わせください。
※雨天時と警報発表時は、中止です。
- 問合せ** 各保育所○淡輪保育所 ☎494-3567(FAX共)
○深日保育所 ☎492-4955(FAX共)
○多奈川保育所 ☎495-5030

毎日、淡輪幼稚園の園庭・室内を開放中!

- 未就園児同士が仲よくなっていくきっかけ作り、また、保護者同士の交流の場として、淡輪幼稚園の園庭や室内を開放します。親子で遊びに来てください。
- 日時** 毎日9時~15時(土・日曜日・祝日は除く。)※5月の開放できない日は、21日・22日です。また、この日以外でも開放できない場合がありますので、お問い合わせください。※警報発表時は、中止です。※事前に電話で予約をお願いします。
- 場所** 淡輪幼稚園 園庭・室内
- 内容** 園庭・室内遊び、子育て相談
- 持ち物** 着替え・帽子・お茶・タオル など
- 駐車場** 淡輪幼稚園にお問い合わせください。
- 問合せ** 淡輪幼稚園 ☎494-3001

毎月8日は『子ども安全デー』です!

岬町のみなさまで子どもを犯罪や事故から守るためにご協力をお願いします。

学校安全ボランティア募集中!!

朝の出勤前や家事の合間に、みなさまの時間を少し、町内の子どもたちに使っていただけませんか?「おはよう」「気をつけて行ってらっしゃい」「おかえり」「まっすぐ帰りよー」そんな何気ないあいさつができる近所のみなさまがいることこそ、子どもたちにとっての安全なまちづくりにつながります。「学校安全ボランティア」にご登録いただき、子どもたちと一緒に見守ってください。詳しくは、問合せまでご連絡ください。

問合せ 生涯学習課 ☎492-2715
(土日も開館しています。月曜日休館)



地域の子育て応援します!

☀️ モグパクCOOKING (離乳食教室) 参加者募集

離乳食期のお子さまの保護者の方を対象に、離乳食教室を開催します。

調理実習もあり、お子さまと一緒に参加できる教室です。

予約制のため、5月27日(水)までに保健センターへご連絡ください。

日時 6月3日(水) 10時~11時30分

場所 保健センター

問合せ 保健センター ☎492-2424



☀️ にこパク教室 (幼児食教室) 参加者募集

幼児食のポイントやお困りごとなどをお話する教室です。旬の食材を使ったおやつを試食も行います。

予約制のため、5月13日(水)までに保健センターへご連絡ください。

対象 1歳~3歳のお子さまとその保護者(保護者のみ可)

日時 5月20日(水) 13時~14時30分

場所 保健センター

問合せ 保健センター ☎492-2424



🍏 アップル館からお知らせ 🍏

連休は子どもたちと一緒に読書を楽しみませんか。

○らくがきクラブ

日時 5月10日(日) 14時~15時

※汚れてもよい服装でお越しください。

○“わらべうた”で遊ぼう

日時 5月23日(土) 14時~14時50分

(対象:0歳~大人)

※わらべうたを学びたい大人の方も大歓迎です。

○定例おたのしみ会

日時 5月24日(日) 15時~16時

※手づくり工作と紙芝居を上演します

○大人が楽しむ「おはなし会」

普段子どもたちが聞いている色んなお話をご一緒に楽しみませんか?

日時 5月25日(月) 10時~15時

定員 40名

参加費 1000円(昼食代込み)

会場 淡輪ヨットハーバ会議室

共催 岬おはなしの会・アップル館

申込み 5月9日(土)~受付



※府立図書館・公民館に本のリクエストできます。

休館日は岬日より(P24)もしくはホームページ「ちいさなとしょかんアップル館」で検索ください。

問合せ アップル館 ☎492-6050(FAX共)



図書室だより



本の紹介

一次元の挿し木

著者: 松下 龍之介

それいけ!平安部

著者: 宮島 未奈

奏鳴曲 北里と鴉外

著者: 海堂 尊

本のリクエストを受け付けています。

淡輪公民館では、大阪府立中央図書館の本も借りることができます。

淡輪公民館・図書室 / ☎494-0300



令和8年度の納付期限のお知らせ

軽自動車税の納付期限は6月1日(月)、固定資産税の第1期分の納付期限は6月1日(月)です。納付期限までに、お近くの金融機関・コンビニエンスストア・スマートフォンアプリ等で納付ください。

税



口座振替(または郵便貯金自動払込)をご利用の方は、預貯金残高を確認願います。

税目/期別	全期	第1期	第2期	第3期	第4期
固定資産税	6月1日(月)	6月1日(月)	7月31日(金)	9月30日(水)	11月30日(月)
町府民税	6月30日(火)	6月30日(火)	8月31日(月)	11月2日(月)	12月25日(金)
軽自動車税	6月1日(月)				

問合せ 税務課 納税係 ☎492-2765

大阪府からのお知らせ

自動車税の納期限は6月1日(月)です。

納付書の表面に印字されている「eL-QR」等を利用して府税の納付ができます。現金で納付される場合は、金融機関窓口またはコンビニエンスストア等をご利用ください。詳しくは、大阪府ホームページをご確認ください。

令和7年9月30日をもって、各府税事務所内の指定金融機関窓口は廃止されました。(大阪自動車税事務所各分室は除きます。)これに伴い、令和7年10月1日以降、各府税事務所窓口で府税の納付は原則できません。※府税を一時に納めることができない場合には、納税を猶予する制度があります。納税が困難な方は、お早めに管轄の府税事務所・大阪自動車税事務所にご相談ください。

■自動車税(種別割)に関するお問合せはこちら!

○自動車税
コールセンター **0570-020156**
一部のIP電話等でつながらない場合は、
☎06-6776-7021

受付時間 平日9時~17時45分

※納税通知書等の発送直後や9時台は、つながりにくくなる場合があります。

○車の住所変更

引越しの際にすぐに運輸支局で住所変更登録ができない場合は、納税通知書等の送付先変更手続きをお願いします。

○自動車税AIチャットボット

自動応答機能により24時間お問合せ可能です。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



問合せ 保険年金課
☎492-2705

国民健康保険料の納付書払いについては、毎年6月中旬に1年度分を10回で納付する納付書をお送りしていますが、1年度分を1回での納付を希望する場合は、一括納付書(1年度分を6月期の納期限までに一括納付するための納付書)をお送りします。一括納付を希望する場合は、5月29日までに保険年金課までお知らせください。なお、一括納付できるのは納付書払いのみです。

国民健康保険料の
一括納付書について

国

保





戦没者追悼式執行について(ご案内)

下記により令和8年度の戦没者追悼式を執行します。

日時 5月16日(土)10時～(開場9時)
場所 岬町立町民体育館(淡輪)
履物 上履きは各自ご持参ください。
備考 当日は、バスでご遺族を送迎することになっています。最寄り所定の場所にご集合のうえ、バスにご乗車ください。
 淡輪地区のご遺族は、直接式場へご参集ください。

定刻に間に合わずバスに乗り遅れた方は、電車または他の方法で式場へお越しください。バスは下記時刻表のとおり運行しますが、交通事情により、当日バスの到着時刻に若干変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。(お帰りのバスは各地区1回運行します。11時出発予定です。)

■追悼式参列のご遺族送迎バスの停車地名および時刻表

バス停車場所	出発時刻
小島漁業組合前	9時00分
楠木バス停	9時04分
極楽橋バス停	9時06分
新谷川橋	9時10分
谷川東バス停	9時12分
多奈川駅前	9時15分
役場前	9時17分
深日小学校前歩道橋	9時20分
町民体育館到着	9時35分

バス停車場所(孝子地区)	出発時刻
上孝子鳥花橋	9時10分
孝子駅前	9時15分
下孝子旧バス停	9時20分
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">途中、停車しません。</div>	
町民体育館到着	9時45分

問合せ 地域福祉課 ☎492-2700

請求をお忘れではありませんか(第十二回特別弔慰金)

第十二回特別弔慰金の概要

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき支給されるものです。また、第十二回特別弔慰金は、令和7年4月1日を新たな基準日とし、先順位のご遺族お一人に支給されます。

支給対象者

基準日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより順位が入れ替わります。)
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)で、戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方。

支給内容 額面27万5千円、5年償還の記名国債

請求期間 令和10年3月31日

※請求期間を過ぎると第十二回特別弔慰金を受けることができなくなります。

請求窓口・問合せ 地域福祉課 ☎492-2700



令和8年度から後期高齢者医療制度の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに設定しています。

令和8年度から、従来の保険料(医療分)に加え、児童手当の抜本的拡充など、子ども子育て世帯への給付に充てるため、子ども・子育て支援金分の保険料(子ども分)を算定します。

なお、子ども分については、令和8年度から令和10年度にかけて1年ごとに見直されます。



令和8・9年度の保険料の算定方法 (大阪府) ※子ども分のみ8年度のみ料率

年間の保険料

賦課限度額 87.1万円

||

医療分

均等割額 64,931円

所得割額 賦課の基となる所得金額
(※1)×11.51%

賦課限度額 85万円

+

子ども分

均等割額 1,373円

所得割額 賦課の基となる所得金額
(※1)×0.24%

賦課限度額 2.1万円

(※1)

○賦課の基となる所得金額とは、総所得金額等(前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など)の合計額)から基礎控除額を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません。)

○総所得金額等=収入額-控除額(※)

※公的年金等控除額、給与所得控除額、所得金額調整控除額、必要経費等のことをいい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額等の所得控除額は含みません。

○基礎控除額は地方税法第314条の2第2項に定める金額になります。(例:前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合、43万円)

(注1) 所得の把握ができていない場合(未申告、他市町村からの転入等)は、まず均等割額を年間保険料として算出し、所得の把握ができた月以降に、所得に応じた年間保険料に変更します。

(注2) 年度の途中で被保険者の資格を取得した場合や喪失した場合は、月割で計算した保険料になります。

(注3) 修正申告等により所得等に変更があった場合、遡って保険料額等が変更となる場合があるので、保険年金課窓口へ申し出てください。

保険料の軽減が受けられる場合

(1) 均等割額の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額(66,304円 ※医療分と子ども分の合算額)が下記の割合で軽減されます。

なお、7割軽減に該当する方は、令和8・9年度のみ特例措置により、医療分についての軽減割合が7.2割軽減となります。子ども分については、特例措置がないため、7割軽減となります。

軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	所得の判定区分 (同一世帯内の被保険者と世帯主の 総所得金額等の合計額)
7割 (7.2割)	18,591円	【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)】を超えないとき
5割	33,151円	【基礎控除額(43万円)+31万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)】を超えないとき
2割	53,042円	【基礎控除額(43万円)+57万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)】を超えないとき

※下線部は同一世帯内の被保険者と世帯主に給与所得者等(次の(ア)~(ウ)のいずれかに該当する方)が2人以上いる場合に計算します。

(ア) 給与等の収入金額が55万円を超える方 (イ) 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方 (ウ) 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方
※軽減の判定は、4月1日(4月2日以降に加入した場合は加入日)の世帯状況で行います。判定日の後に世帯状況に異動があった場合でも、年度途中の再判定は行いません。

※軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

※当分の間、年金収入につき公的年金等控除額(65歳以上である方に係るものに限る。)の控除を受けた方は、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除した所得金額を用いて軽減判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象所得に含まれます。

※7.2割軽減の適用は、医療分のみが対象です。

(2) 会社の健康保険などの被扶養者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険等の被扶養者であった方も、保険料を負担いただくこととなります。当面の間、**所得割額は課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。**

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた方は対象となりません。

(3) 留意事項

軽減対象となる方の判定は、大阪府後期高齢者医療広域連合が市区町村から提供された所得情報に基づいて行うので、原則、被保険者のみなさまが申請をする必要はありません。ただし、所得情報がない場合は判定ができないので、**保険年金課窓口への簡易申告が必要**です。



保険料額のお知らせと納め方

(1) 特別徴収(年金から納めていただく)の方

介護保険料の徴収対象となっている年金受給額が年額18万円以上あり、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、対象となる年金額の1回当たりの年金受給額に対して2分の1を超えない方は、原則、年6回の年金受給日に、年金から差し引かれます。

(2) 普通徴収(口座振替や納付書で納めていただく)の方

特別徴収以外の方は、口座振替や納付書で納めていただきます。本年7月に、令和8年度の後期高齢者医療保険料の決定(本算定)にかかる「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付するので、その後、口座振替や納付書(納入通知書)の方法により9期(7月から翌年3月まで)で納めていただきます。

※年度の途中から特別徴収に変更となる場合があります。

仮徴収(令和7年中の所得が確定するまでの仮納付:4・6・8月)

① 令和8年2月に保険料を特別徴収された方

4月の年金受給時に、2月に差し引かれた金額と同額を仮徴収額として納めていただきます。この場合、保険料額の通知はありません。ただし、6・8月分は、4月分と同額が適当でないとし町村が判断すれば仮徴収額が変更されることがあり、その場合は、変更通知書が送付されます。

② 令和7年度は普通徴収で、令和8年4・6・8月から新たに特別徴収の対象となる方

令和7年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。その場合、事前に「保険料仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付しますので、ご確認ください。

※令和7年度に引き続き、普通徴収(口座振替や納付書)で納めていただく方は、仮徴収は行われません。

本算定後の特別徴収

令和8年度の後期高齢者医療保険料の決定(本算定)後の10月以降、引き続きまたは新たに特別徴収となる方は、7月に「保険料額決定通知書」と「特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。

10・12・2月の年金受給時に、令和7年中の所得に基づいて計算された年間保険料から仮徴収等により既に納めていただいた金額を差し引いた額を、支払回数に振り分けて納めていただきます。

国保から後期高齢者医療制度へ移行される方へ

現在、国保で特別徴収(年金天引き)となっている方や、口座振替により保険料をお支払いいただいている方であっても、75歳となり後期高齢者医療制度に加入した最初は、納付書払いとなります。国保から口座情報は引き継がれませんので、納付忘れを防ぐために、口座振替の申し込みをお願いします。

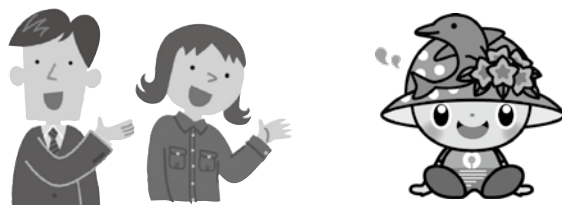
第10期(令和8年・9年度)保険料改定における保険料の主な増加要因について

(1) 1人あたり給付費の増加

大幅な診療報酬改定や医療の高度化等の影響により、被保険者1人あたりの給付費の増加が見込まれます。

(2) 高齢者負担率の増加

医療給付等の費用のうち被保険者が負担する割合である高齢者負担率が、第9期の12.67%から第10期の13.27%へ引き上げられました。



問合せ ○大阪府後期高齢者医療広域連合 資格管理課 ☎06-4790-2028

○保険年金課 ☎492-2705



大阪府市民後見人養成講座 オリエンテーションの開催について

判断能力が十分でない方（認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある方）の生活を身近な立場で支援し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現をめざし、「市民後見人」が活動しています。社会貢献に意欲と熱意のある方を対象に「市民後見人養成講座」を開催します。

養成講座の流れ ※市民後見人養成講座は、次の3部から構成されます。

- ①オリエンテーション（どなたでも参加できます。）
- ②基礎講習（4日間）（大阪市・岸和田市の2会場で開催）
※基礎講習を受講する際に令和9年3月31日現在の年齢が、25歳以上70歳未満の方
- ③実務講習（5日間）+フォローアップ講習（動画）+施設実習（1～2日間）

市民後見人養成講座を受講するにあたり、まずは府内8カ所で開催される、いずれかのオリエンテーションに参加する必要があります。

○オリエンテーション開催場所

開催日	時間	会場	
① 6月13日(土)	9時50分～12時	岸和田市	opsol福祉総合センター3階
② 6月13日(土)	10時～12時10分	門真市	門真市役所本館2階
③ 6月20日(土)	10時～12時10分	高槻市	高槻市役所総合センター15階
④ 6月20日(土)	14時～16時10分	東大阪市	布施駅前市民プラザ多目的ホール
⑤ 6月26日(金)	14時～16時10分	富田林市	富田林市立多文化共生・人権プラザTONPAL3階
⑥ 6月27日(土)	9時40分～11時50分	大阪市	大阪府社会福祉会館5階
⑦ 7月4日(土)	9時50分～12時	泉南市	泉南市役所本館2階
⑧ 7月4日(土)	10時～12時10分	豊中市	豊中市立地域共生センター西館3階

○オリエンテーションの申し込み方法

問合せ 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
地域福祉部 権利擁護推進室（市民後見担当）まで
電話またはFAXもしくは二次元コードにてお申

し込みください。
☎06-6764-7760
FAX06-6764-7811



申込みはこちら



問合せ 貝塚年金事務所
431-1122 保険年金課
☎4922-2705

国民年金第1号被保険者や任意加入被保険者（65歳以上の方を除く）は、定額保険料に上乗せして月額400円の付加保険料を納めることで、将来受給する年金額を増やせます。また、受給する付加年金額（年額）は「200円×付加保険料納付月数」で計算し、2年以上受け取ると、納めた付加保険料以上の年金が受け取れます。詳しくは、お問い合わせください。

国民年金付加保険料
について

年金



健康



こころの健康相談を 開催します(要予約)

ひとりで悩んでいませんか? あなたの不安や悩みの相談に、心理相談員が応じます。ごなたでもお申し込みください。

実施日時 6月11日(木) 10時~12時

申込期間 5月14日(木)まで

対象者 どなたでも(先着2名) ※予約が入り次第、申込を締め切ります。

問合せ・申込み先 保健センター
〒492-2424



5月31日は 「世界禁煙デー」です

たばこの煙に含まれる多くの有害物質は、血管や心臓に負担をかけ、生活習慣病になりやすくなる原因です。

有害物質は喫煙した人の衣服や頭髮、呼気などに残っています。こうした成分に周囲の人たちはさらされています。これは、加熱式たばこや電子たばこでも同じです。

家族みんなの健康のために、たばこの害がない環境づくりをしましょう。

禁煙をお考えの方は、保健センターがサポートします。お問い合わせください。

問合せ 保健センター
〒492-2424



詳しくはこちら

献血にご協力ください

400名献血対象者は、男性17~69歳、女性18~69歳の方で、65歳以上の方は60歳~64歳の間に献血経験がある方に限ります。

日時 5月28日(木) 10時~12時、13時~16時

場所 岬町役場

問合せ 保健センター
〒492-2424

低所得世帯の妊婦に対する初回産科受診料助成事業のご案内

町民税非課税世帯、または生活保護受給世帯の妊婦さんについて、経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し必要な支援につなげるため、妊娠の診断を受けるための初回の産科受診料の一部、または全部を償還払いで助成します。

詳しくは、岬町ホームページ、または保健センターにお問い合わせください。



助成金額 上限額1万円

申請方法 受診後、保健センター窓口で申請

問合せ 保健センター ☎492-2424

BCG予防接種について

対象 生後~満1歳の誕生日の前日

日時 5月22日(金) 13時30分~14時

場所 保健センター

問合せ 保健センター
〒492-2424

石綿検診を実施します

6月実施の結核・肺がん検診で石綿検診(問診・胸部エックス線検査)を行います。過去に石綿(アスベスト)にばく露した可能性のある方に対して、健康被害への不安をやわらげ、ご自身の健康状態を確認し、健康管理に役立てていただくためのものです。この事業は、岬町が環境省からの委託を受け、実施するものです。

実施日 6月13日(土)、6月15日(月)

申込期間 5月29日(金)まで

対象者 過去に石綿(アスベスト)にばく露した可能性のある方で①~④すべてに当てはまる方

①現在40歳以上で岬町住民票のある方

②今年度結核・肺がん検診を受診していない方

③石綿に係る仕事をしてきた方またはそのご家族。石綿を使用していた施設への出入りがあった、または石綿を扱う工場の近くに居住していた方

④本調査の内容を理解し、調査の協力に同意する方

※石綿健康手帳を持っている方、職場などで石綿に関する特殊健康診断を受診できる方、呼吸器疾患で医療機関を受診している方は対象外です。

問合せ 保健センター
〒492-2424



募集



令和9年歌会始の 詠進要領

宮内庁より発表があり、令和9年歌会始のお題は「旅」と定められました。お題は「旅」ですが、歌に詠む場合は「旅」の文字が詠み込まれていればよく、「旅路」、「旅籠」、「旅愁」のような熟語にしても差し支えありません。

問合せ 詳細は、宮内庁ホームページを参照ください。



宮内庁
ホームページ

食育セミナー 「Berryげんき隊」 参加者募集

Berryげんき隊は、食と健康を知ってもらうためのセミナーです。

5月は「楽しく学ぶからの話」。元気になる生活習慣について保健師、栄養士

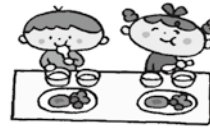
がお話します。ご参加お待ちしています。

日時 5月26日(火)10時〜11時

場所 保健センター

問合せ 保健センター

☎492-2424



町内中学校 常勤講師募集

町内中学校で常勤講師として勤務していただける方を探しています。

お気軽にお問い合わせください。

応募資格 中学校教諭免許を有する方

必要書類

○履歴書(写真添付) ※自由書式

○教員免許状・更新講習修了確認証明書

問合せ 学校教育課

☎492-2719

町営住宅の入居者を募集します(令和8年度 第1回)

岬町営住宅の入居者を募集します。

募集住宅

※犬・猫などの飼育はできません

住宅名称	部屋番号	間取り	募集区分
緑ヶ丘住宅 (公営住宅)	1号棟807号	2DK	新婚・子育て世帯向け
多奈川平野北住宅 (改良住宅)	901号	3LDK	一般世帯向け
	2502号	3LDK	新婚・子育て世帯向け

入居者資格など

町営住宅は、経済的な事情などで、お住まいに困っている方に向けて提供しています。このため、公平に入居の機会を得られるよう公募(抽選)により入居者を決定します。また、民間の賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や条例などにに基づき、収入基準をはじめ、間取りに応じた人数基準などの条件があります。詳しくは募集時に配付する資料をご確認ください。

募集期間

5月7日(木)9時~5月20日(水)17時30分
※募集期間終了後に空きがある場合、6月30日(火)まで随時募集(先着順)

申込書の配付場所

建築課(建築・住宅係)、淡輪公民館、ピアッツァ5、道の駅みさき、道の駅とっとパーク小島、大阪府住宅相談室(府庁別館1階)



詳しくはこちら

申込書の提出先・問合せ 建築課 建築・住宅係 ☎492-2736



その他



救急に関する講習会のご案内

当消防組合では、左記の講習会を実施しています。

申し込み方法、日程等の詳細は、ホームページをご覧ください。

■上級救命講習(年5回)

普通救命講習で学ぶ内容に加えて、骨折、外傷やけいなどに対する応急手当や搬送法を学ぶ講習

講習修了者には修了証が交付されます。

■応急手当普及員講習(年2回)

所属する事業所の従業員の方や地域の方などに対して、「AEDの使い方」を含む心肺蘇生法を指導する指導者育成のための講習

講習修了者には認定証が交付されます。

■応急手当普及員再講習(不定期)

応急手当普及員の認定

は、資格取得から3年で失効します。応急手当普及員再講習を受講することで、さらに3年間有効となります。

再講習修了者には新しい認定証が交付されます。

問合せ 泉州南広域消防本部 警防部救急課(平日9時~17時30分) ☎463-5111

救命入門コースおよび普通救命講習会についての相談申し込みは、最寄りの消防署へ。

※場合によっては、中止延期の判断となることもあります。

岬消防署 ☎492-0119



泉州南消防組合 ホームページ



火災原因のトップは放火!

放火を防ぐためには、「放火されない・させない」環境づくりが大切です。地域ぐるみで放火防止対策に取り組みましょう。

放火防止のポイント

○家のまわりを外灯などで明るくし、燃えやすいものを置かない

○門や通用口、物置、車庫などは、必ず鍵をかける

○ゴミは、決められた日・時間に出す

○車やバイクなどのカバーは、防災製品を使用する

○隣近所で声をかけあい、地域で見守りをする

○防止対策やチェックシートなど、ホームページをご覧ください。

問合せ 泉州南広域消防本部 予防課 ☎469-0886



ホームページ

「出張ハロウィークin 阪南市」を開催します

『オークワわくわくシテイ尾崎店』にハロウィークがやってきます。「ハロウィークの求人が見たいけど、泉佐野までは行くのが大変」と思っていた方、お買い物ついでに求人をご覧になりませんか? 参加無料予約不要小さなお子さま連れでも大丈夫です。ぜひ、お立ち寄りください。

日時 5月22日(金)10時~15時30分※受付時間は15時まで

場所 オークワわくわくシテイ尾崎店

内容 求人票揭示職業相談・職業紹介※雇用保険、職業訓練、求人関係業務(助成金含む)は除く。

問合せ ハロウィーク泉佐野(職業相談部門) ☎463-0565(部門コード#41)

詳しくはこちら



子供に対する声かけや不審者に注意!

お子さんが1人の時や、周りに大人がいない場所で、不審者が声を掛けてくる可能性が高く、注意が必要です。

お子さんに

○何処に出掛けるか、必ず家族に言うてから出掛ける

○知らない人や、知っている人でも誰にも言わずについていけない

○暗い時間や人通りの少ない道の一人歩きは、出来るだけ避けましょう

○防犯ブザーを身につける等の対策をしましょう

○恐怖を感じたら、大声で助けを求めましょう

等と防犯意識を持たせるよう指導し、何かあれば泉南警察にご連絡ください。

問合せ 大阪府泉南警察署 ☎471-1234



大丈夫ですか・住まいの地震対策！

住宅等の地震対策を進めるために、住宅等の耐震化を支援しています。

耐震診断補助

昭和56年5月31日以前の住宅の耐震診断をする場合

木造住宅	最大 5万円 (自己負担 5千円～)
木造以外の住宅	最大 2万5千円

耐震改修設計および耐震改修補助

昭和56年5月31日以前の木造住宅の耐震改修設計および耐震改修工事をする場合

設計+改修	最大 50万円 (または70万円)
-------	----------------------



詳しくは
こちら

ブロック塀等の撤去・改修補助

道路に面する危険な塀等の撤去・改修をする場合

撤去	最大 15万円
改修	最大 15万円



詳しくは
こちら

※各補助金の申請には、一定の条件があります。また、その他補助も実施しています。詳しくは、町ホームページまたは下記担当までお問い合わせください。
※予算額に達した場合は、受け付けを終了させていただきます。

危険な空き家をお持ちの方へ！

周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家等について、解体費用の一部を支援しています。

■危険な空き家等の解体補助

老朽化が著しい 空き家等を解体する場合	最大 50万円
------------------------	---------



詳しくはこちら

問合せ

建築課建築・住宅係
☎492-2746

「井戸」を適正に管理しましょう

令和8年4月1日に新しい水道水質基準が施行されたことに伴い、井戸の適正な管理について定めた「大阪府飲用井戸等衛生管理指導要領」が改正されました。

家庭用の井戸は、浅い井戸が多いため周囲の影響を受けやすく、さまざまな有害物質によって気づかぬうちに井戸水が汚染されることがあります。飲み水には水道水を利用し、井戸水は散水、清掃、洗濯用水などの雑用水に利用してください。やむを得ず井戸水を飲用する場合は、要領に基づき必ず定期的に水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認しましょう。

また、大規模な地震等災害時に自主的に井戸水を提供いただける井戸については、「災害時協力井戸」としてご登録いただいています。

詳しくはお問合せください。



飲料水の安全
確保のために



災害時協力
井戸

問合せ 大阪府泉佐野保健所 衛生課 ☎462-7982



5月は「ギャンブル等依存症問題啓発月間」です

あなた自身やあなたの周りの人で、ギャンブル等をやめたくてもやめられないと悩んでいる人はいませんか。ご本人やご家族だけで抱え込まず、まずはご相談ください。

依存症の相談先や情報等は、「おおさか依存症ポータルサイト」をご覧ください。

問合せ 大阪府健康医療部 保健医療室 地域保健課
☎06-6944-7527



詳しくはこちら

石綿による疾病の労災補償制度について

石綿による疾病と認定された場合、各種給付を受けることができます。

お心当たりのある方は、左記の機関にご相談ください。

問合せ 岸和田労働基準監

督署 労災課 ☎498-1014 または大阪労働局 労災補償課 石綿班 ☎06-6949-6507

令和8年経済センサス活動調査を実施します

総務省と経済産業省は、6月1日現在で、「令和8年経済センサス活動調査」を実施します。この調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの

経理項目を同時点で網羅的に把握し、国における事業所企業の経済活動を全国的および地域別に明らかにするとともに、事業所および企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。

4月よりインターネット回答用の調査票が郵送され、インターネット未回答の事業所や新しくできた事業所には、都道府県知事が任命した調査員が訪問配布します。

調査員が何つ場合は必ず「調査員証」と「手提げ

経済センサス活動調査



令和8年経済センサス活動調査キャンペーンサイト

問合せ 総務課 ☎492-2721

袋」を身に付けています。調査へのご理解、ご協力を願います。

「宅地防災月間」5月1日～5月31日

5月は「宅地防災月間」です。

宅地災害は、いったん起こると家屋や家財、ときには尊い人命にかかわることにもなりかねません。

造成中の急斜面、無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖面などは、長雨、大雨等により思わぬ災害を引き起こすことがあります。

「宅地防災月間」は、大雨が予想される梅雨期を前に、宅地造成工事などによつて起る崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぎ、宅地災害をなくそうという目的で実施しています。

大阪府では、この期間中に府内市町村や消防、警察など宅地防災に関係する機関と協力して、次のような事業を実施します。

1 防災パトロールの実施

パトロール隊を編成し、宅地造成地や土砂採取地などにおける造成地の防災工事の安全性などについて点検、指導をします。

2 宅地防災技術研修会の実施

宅地防災知識の啓発、普及を図るため、5月中旬に、宅地造成事業者、設計者などを対象に宅地防災に関する技術研修会を開催します。詳しくは、大阪府建築指導室ホームページをご覧ください。

ご家庭でも、これを機会に宅地災害を未然に防止するための必要な点検をお願いします。次のような点について自宅の周辺を点検し、早急に適切な処置をすることが必要です。

- ① 石垣、擁壁等に亀裂などは入っていませんか、また割

れ目から地下水がしみ出していないか。

② 石垣、擁壁等の水抜き穴からうまく水が流れ出ていますか。

③ 地盤は沈下していませんか。

④ 排水のための溝に泥などがつまっていませんか。

なお、「一般財団法人大阪建築防災センターのホームページ」あなたの宅地は大丈夫？（自己診断マニュアル）には、点検方法など具体的に記載されています。リンク先は大阪府建築指導室審査指導課ホームページ「宅地の防災対策」に掲載しています。

問合せ

宅地防災に関するご相談は、大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課 ☎06-6210-9722（直通）または役場建築課 ☎492-2746



5月の休館日・休所日



- 淡輪公民館休館日 3日、4日、5日、6日、12日、19日、26日
- アップル館休館日 3日、4日、5日、6日、7日、8日、11日、12日、17日、18日、19日、25日、26日、31日
- ピアッツァ5休館日 11日、18日、25日
- さんぼるた(深日港観光案内所)休所日 4日、11日、18日、25日
- 生涯学習課(青少年センター、文化センター)休館日 4日、5日、6日、7日、11日、18日、25日
- 岬の歴史館休館日 3日、4日、5日、6日、11日、12日、18日、19日、25日、26日
- とっとパーク小島休園日 8日、15日、22日、29日
- みさき公園駅前観光案内所休所日 4日、11日、18日、25日



戸籍に氏名のフリガナが記載されます

戸籍法の一部改正等により、戸籍に氏名のフリガナが記載されることとなりました。

令和7年5月26日以降、戸籍に記載される予定のフリガナの通知が、本籍地の市区町村から順次発送されています。

通知されたフリガナが正しい場合、届出は不要です。

通知されたフリガナが異なる場合、**5月25日**までに届出を行ってください。

5月25日までに届出がない場合、通知された氏名のフリガナが市区町村長により戸籍に記載されます。変更を希望する場合は、1度に限り、家庭裁判所の許可なく氏名のフリガナの変更ができません。

問合せ

住民課住民係
☎492-2713

アンケートにご協力ください

広報岬だよりをより良くするため、アンケートにご協力をお願いします。

二次元コードよりご回答下さい。結果は後日ホームページで公表を予定しています。

問合せ 企画地方創生担当 ☎492-2775



詳しくはこちら

☎06-4796-2191

試験第二係

試験地 大阪市ほか
問合せ 人事院近畿事務局

第1次試験日 9月6日

(日)

～6月24日(水)

申込受付期間 インターネットにより申し込んでください。6月12日(金)

2026年度

国家公務員採用一般職試験(高卒者試験)

関西国際空港からのお知らせ

関西国際空港 第2ターミナルがより便利で快適に!

今後のさらなる航空需要の拡大に対応するため、リノベーション工事を進めてきた第2ターミナル国内線エリアが新たな姿で生まれ変わり、4月1日(水)にオープンしました。今回のリノベーションでは、自動手荷物預け機の導入や保安検査機器の入れ替えなどにより、チェックインからご搭乗までの流れがこれまで以上にスムーズにご利用いただけるようになりました。さらに、保安検査場後の搭乗待合エリアには、お食事やカフェタイムをお楽しみいただけるフードコートが新たに誕生!

こだわりの和食「かごの屋」、食後にぴったりの「あずさ珈琲」が先行オープンしています。今年秋に全店舗のオープンを予定していますのでどうぞ期待!関西エアポートグループは、これからもより充実した、過ごしやすい空間づくりを進めてまいります。

新しくなった第2ターミナルで、快適な旅のひとつをお過ごしください♪



詳しくはこちら



©Kansai Airports SORAYAN

問合せ 関西国際空港案内 ☎455-2500





各種相談

Consultation

相談業務名	日時等	場所・予約・問合せ
法律相談(要予約)	5月13日(水)・27日(水) 14時~17時(定員6名)	○第2庁舎1階会議室 企画地方創生担当 ☎492-2775 右記フォーム(QRコード)からも 申し込み可能です。 
行政相談(要予約)	5月20日(水)10時~12時(おひとりにつき、30分ずつの相談となります。相談日前日の正午までにご予約ください。)	○役場相談室 企画地方創生担当 ☎492-2775
障がい者相談	○愛の家「みらい」相談室 24時間対応(夜間は電話対応)	○愛の家「みらい」相談室 ☎494-1200 ☎494-0102/✉mirai@ainoie.jp
	○障がい者出張相談(※予約の方優先) 5月27日(水)13時30分~15時	○役場相談室 地域福祉課 ☎492-2700
介護相談	〈平日〉9時~17時30分	○岬町社協地域包括支援センター ☎425-9058
教育に関する相談	〈平日〉13時30分~15時(要予約)	○学校教育課・指導課 ☎492-2719
消費者相談	5月8日(金)13時~16時	○役場監査委員室 産業観光促進課 ☎492-2749
憲法記念の日特設相談	5月12日(火)13時30分~15時	○住民活動センター 人権推進課 ☎492-2773
人権協会による 人権相談	火・木曜日(祝日は除く)の 9時~16時(12時~13時は除く)	○岬町人権協会多奈川事務所 (文化センター内) ☎492-3270
	水・木・金曜日(祝日は除く)の 9時~16時(12時~13時は除く)	○岬町人権協会淡輪事務所 (岬町交流センター内) ☎494-1508
総合生活相談	月曜日(祝日は除く)の 9時~16時(12時~13時は除く)	○岬町人権協会多奈川事務所 (文化センター内) ☎492-3270
	月・水・木曜日(祝日は除く)の 9時~16時(12時~13時は除く)	○岬町人権協会淡輪事務所 (岬町交流センター内) ☎494-1508
地域就労支援相談	月・水・木・金曜日(祝日は除く)の 9時~16時(12時~13時は除く)	○岬町人権協会多奈川事務所 (文化センター内) ☎492-3270
	月・火・金曜日(祝日は除く)の 9時~16時(12時~13時は除く)	○岬町人権協会淡輪事務所 (岬町交流センター内) ☎494-1508
障がい者就労・生活相談	〈平日〉9時~17時	○NPO法人障害者自立支援センター ☎463-7867/☎463-7890
発達クリニック(要予約)	6月8日(月)13時15分~ 対象:乳幼児 ※小児科医師の相談があります。	○保健センター ☎492-2424
保健師健康相談	〈随時〉(対象:どなたでも)	○保健センター ☎492-2424
乳幼児育児健康相談	6月1日(月) 10時~11時 対象:乳幼児	○保健センター ☎492-2424
お食事相談室	5月12日(火)・6月9日(火)・10時~15時	○保健センター ☎492-2424
育児相談	〈平日〉10時~16時30分	○子育て支援センター ☎492-1350
療育相談	〈平日〉10時~16時30分	○こぐま園 ☎492-1131
相続・遺言相談(要予約)	5月19日(火)13時~16時 ※行政書士による相談を行います。	○保健センター 予約/企画地方創生担当 ☎492-2775
出張福祉なんでも相談	○喫茶たまり場(みんなのたまり場) お休みです ○喫茶めだか組(多奈川小学校) 5月13日(水)13時~14時30分 ○ふれあい喫茶(深日会館) 5月20日(水)10時~11時30分	○岬町社協地域包括支援センター ☎425-9058 ○いきいきネット相談支援センター ☎492-2955(平日相談も受け付けています。) ○岬町社会福祉協議会 ☎492-0633
生活困窮に関する相談 (随時の場合は要予約)	5月13日(水)14時~16時	○はーと・ほっと相談室(大阪府社会福祉協議会 地域福祉部) ☎080-8347-3992

※災害等やむを得ない事情により開催できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。





株式会社大塚商会様より物品のご寄附をいただきました

株式会社大塚商会様より、本町のまちづくりに対して企業版ふるさと納税として物品(自動翻訳機能搭載スマートグラス 複数台セット)のご寄附をいただきました。同社からは昨年度より、本町の観光資源PRに向けた事業に対してもご寄附をいただ



いております。今回の寄附物品につきましては、庁内窓口等における翻訳ツールとして活用させていただきます。



問合せ 企画地方創生担当 ☎492-2775

全日本ベンチプレス選手権大会「第38回エクイップ部門、第27回クラシック部門」への出場結果報告のため町長表敬訪問!!

1月16日(金)~18日(日)香川県の高松市総合体育館 第1競技場内で、全日本ベンチプレス選手権大会「第38回エクイップ部門、第27回クラシック部門」が開催されました。

岬町在住の和田結芽さんが大会に出場し優秀な成績を収められました。

今後、2026年世界大会に出場予定です。

大会の報告のため、2月16日(月)に田代町長を表敬訪問されました。

今後ともみなさまの応援をよろしくお願いいたします。



問合せ 生涯学習課 ☎492-2715

Instagram photoコーナー

岬町公式Instagramで掲載した町内のおすすめスポットや美しい景色などの写真の中から、ピックアップして紹介します。ぜひご覧ください。@osaka_misaki_official



Best Shot みさきっこだより

かなちゃん 1歳

お写真募集中!

豊かな心を持ち 伸びやかに育てほしい いつもそばにいるからね

※ 注意事項をよくお読みください。

問合せ 企画地方創生担当 ☎ 492-2775

